

令和 8, 9 年度市県民税課税資料 データパンチ業務委託（単価契約）仕様書

- 1 事業名 令和 8, 9 年度市県民税課税資料データパンチ業務委託（単価契約）
- 2 作業概要 岡山市において発生する課税資料の入力データのパンチ作業を委託するものである。
- 3 履行場所 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号及び岡山市が指定した場所
- 4 履行期間 契約締結日から令和 9 年 7 月 3 1 日
- 5 課税資料（帳票）別委託予定作業量
別紙 1 「課税資料（帳票）別委託予定作業量」のとおりとする。

6 パンチ作業内容について

- (1) 別添「パンチマニュアル」のとおりとする。
ただし、税制改正に伴い入力帳票のレイアウト変更等により、パンチマニュアルの修正（大幅な変更は無い）があることを前提とする。
- (2) パンチの精度を上げるため、エンター・ベリファイ方式により、同じ帳票データを二度パンチすること。ただし、二度目のパンチはタッチ数に含めない。
- (3) A I - O C R の使用は認めない。

7 入力用帳票データの出荷について

- (1) 別紙 2 「令和 8, 9 年度市県民税当初課税作業計画表」で指示しているとおり、入力用帳票データを出荷するので、引取りを行うこと。ただし、計画表の数量、回数等は変動する場合がある。その場合は、事前に岡山市から協議を行うこととする。
- (2) 入力用帳票データの引取りの時刻は、特に指定のない限り午後 1 時 3 0 分とする。
- (3) 入力用帳票データとして、次のとおり提供する。
- ① 記録媒体 U S B メモリ（自動暗号化機能付き）
 - ② 入力用帳票データ（画像）

項 目	内 容
ファイル形式	T I F ファイル 1 つの資料を 1 つのファイル（マルチページ）で作成したもの
解像度	2 0 0 d p i
ファイル名	資料種別＋資料番号（1 3 桁数字）

③ 入力用帳票データ（一覧）

・提供する画像データのファイル名（資料種別＋資料番号）を一覧にしたもの

項 目	内 容
ファイル形式	Microsoft Excelブック

- (4) 入力用帳票データの引取り及び成果品の納品場所は、特に指定のない限り次のとおりとする。

岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号
岡山市役所新庁舎 3 階
岡山市財政局税務部課税管理課

8 成果品の納品について

- (1) 成果品の納品は原則として出荷後3開庁日以内とする。
- (2) 成果品の納品時刻は、特に指定のない限り午後1時30分とする。
- (3) 成果品納品データとして次のとおり納品すること。
 - ① 記録媒体 USBメモリ（自動暗号化機能付き・岡山市が出荷時に提供したもの）
オンラインサービス（電子メール、インターネット上でのファイル共有サービス、ファイル転送システム、等）の利用は認めない。
 - ② 納品ファイル（入力データ）

項 目	内 容
文字コード	シフトJIS
ファイルシステム	FAT形式
ファイル形式	固定長ファイル（改行コードなし）
 - ③ パンチ連絡票 別紙3（パンチ時に疑義が生じた項目について、受託業者から岡山市へ連絡するもの）
 - ④ 入力用帳票データ（画像） 出荷時に提供したものを返却すること。
 - ⑤ 入力用帳票データ（一覧） 出荷時に提供したものを返却すること。

9 入力用帳票データ及び入力データの取扱いについて

- (1) 社内等
 - ・入力用帳票データ及び入力データ（以下「入力データ等」という。）の取扱いについては、原則として社外持ち出し禁止とする。ただし、他支店等で一部の作業を行う場合は、岡山市の許可を得ること。
 - ・入力データ等は、委託契約終了後速やかに消去すること。また、入力データ等の消去を書面で報告すること。様式は任意とする。
- (2) 移動時（納品時等）
 - ・入力データ等の運搬に関しては、受託者の社員及び所有の運搬車等において行うこととし、運送会社等への依頼は禁止する。また、運搬時の紛失・盗難等の対策を講じること。
 - なお、入力データ等の運搬の際に使用する運搬用ケースは、受託者にて準備すること。運搬用ケースの仕様等については、以下のとおりとする。
 - *運搬中に想定される衝撃等に耐えられる緩衝性や防水性が施されていること。
 - *第三者が容易に開けられないよう、施錠できること。
 - *第三者が刃物などで切り裂こうとしても切り裂けない程度の強度を持っていること。
 - ※運搬用ケースの個数については、岡山市と協議するものとする。
- (3) 入力データ等については、一般通信網での転送を禁止する。

10 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施に当たり、関係する法令・条例等を遵守しなければならない。

11 個人情報保護等について

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号以下「番号法」という。）を遵守するとともに、この業務の実施において知り得た事項については、他に漏らしてはならない。

なお、委託契約期間終了後においても同様の義務を負うものとする。

- (1) 受託者は、作業員に対し、受託業務を実施する前に、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ）の重要性についての認識を深めるとともに、個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施しなければならない。

- (2) 受託者は、個人情報保護を不正に取扱った場合の罰則適用（法第176条及び第180条、番号法第67条、68条、71条）について、作業者に対し、周知し、徹底させなければならない。
- (3) 受託業務は原則として本市指定場所で行うものとするが、持ち帰り可能作業については市の保有する特定個人情報等の取扱委託に関する覚書第5条第2項に定める場所（岡山市が再委託を認めた場合は、市の保有する特定個人情報等の取扱委託の再委託許諾申請書に記入された履行場所）を作業場所とする。ただし、作業場所からの個人情報の持ち出しに関しては、9(2)による移動時を除き、一切禁止する。
また、作業状況等を確認する必要があるため、作業場所は岡山市内に限るものとする。
- (4) 受託者は、岡山市が特に認めた場合を除き、受託業務の処理に必要なデータ及び資料を複写し、若しくは複製してはならない。
- (5) 受託者は、岡山市が特に認めた場合を除き、受託業務の処理に必要なデータ及び資料を他の目的に使用してはならない。
- (6) 受託者は、受託業務の処理に当たり常に事故又は災害の防止に努め、事故、若しくは災害、又はセキュリティに関する事案が発生したときは、直ちに岡山市に対し通報して適切な措置をとるとともに、遅滞なく書面をもって報告しなければならない。
- (7) 受託者は、受託業務の履行に当たり、岡山市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。
- (8) 受託者は、受託業務の処理に係る記録媒体に記録されているデータの内容を侵す一切の行為をしてはならない。
- (9) 受託者は、受託業務の処理に使用した全てのデータ及び資料について、作業終了後速やかに岡山市に返還しなければならない。

12 委託金の支払いについて

- (1) 数量確定後2回払とする。
 - 1回目：契約日から令和9年3月31日までの数量確定分
 - 2回目：令和9年4月1日から令和9年7月31日までの数量確定分
- (2) 委託金額は支払回ごとの数量が確定した段階において、委託金額（単価）に確定数量を乗じた額に、消費税額を合わせた額（1円未満の端数は切り捨て）を支払う。
- (3) 単価は1タッチを基準とする（小数第3位まで）。
- (4) 作業量は、入力帳票データ件数に、本市があらかじめ別紙1「課税資料（帳票）別委託予定作業量」で定めた平均タッチ数を乗じて算出する。
- (5) 受託者は平均タッチ数について疑義がある場合、岡山市に対して平均タッチ数の調査を求めることができる。岡山市は調査の上、平均タッチ数を決定することとする。ただし、平均タッチ数の変更は既往に遡及しない。

13 テストパンチについて

受託者については、契約日からパンチ作業開始までの間において、テストパンチとして、本番と同様のパンチ作業を行うものとする。テストの日程については、別途岡山市と協議のうえ決定するものとする。なお、テストパンチはタッチ数に含めない。

14 再委託等の禁止

- (1) 業務の全部及び主体部分の再委託は禁止する。
- (2) 業務の一部を再委託する場合は、所定の書面により、岡山市に申請し、承認を得ること。
- (3) 所定の手続きを経て、本契約の再委託を受けた第三者（以下、「再受託者」という。）が、さらに別の第三者に再委託を行うことは認めない。
- (4) 再受託者においても、本仕様書の規定を全面的に適用する。その場合は、本仕様書の「受託者」は、適宜「再受託者」と読み替えるものとする。